

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

和光市議会会議規則の一部を改正する規則

和光市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、<u>演壇又は質問席において</u>しなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 議長は、議席で発言する議員を<u>演壇又は質問席において</u>発言させることができる。</p> <p>(許可のない登壇等の禁止)</p> <p>第151条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登り、又は質問席に着いてはならない。</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、<u>登壇して</u>しなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 議長は、議席で発言する議員を<u>登壇させること</u>ができる。</p> <p>(許可のない登壇の禁止)</p> <p>第151条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年6月25日提出

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

斎藤克己

賛成者 和光市議会議員

須貝有子
栗原次男

吉田 けマメ

阿部 かずる

益木 修二

金井 伸夫

提 案 理 由

発言場所を追加したことに伴い、発言の許可等を改正したいので、地方自治法第120条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。